

町税の納付方法について

町税(町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)は次の方法で納付することができます。

■納付書による納付

納付書により金融機関やコンビニエンスストア、町役場会計課で納付することができます。納付書は、納税通知書と一緒に送付しています。(納期ごとの送付はしていませんので、ご注意ください)

①指定金融機関の本支店

大垣共立銀行、三菱 UFJ 銀行、十六銀行、大垣西濃信用金庫、西美濃農業協同組合

②全国のコンビニエンスストア

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなど(詳しくは納付書裏面をご覧ください)

1期あたり税額が30万円以上の場合は、取扱いができません。ご注意ください。

■口座振替による納付

口座振替を利用すると、金融機関や町役場などにお出かけしなくても、自動的に指定口座から納付することができます。

①取扱金融機関

大垣共立銀行、三菱 UFJ 銀行、十六銀行、大垣西濃信用金庫、西美濃農業協同組合、ゆうちょ銀行

②振替日

振替日は納期限です。また、振替日に残高不足などで振替ができなかった場合は、振替日の約5日後に口座振替不能通知書を送付します。口座振替不能通知書は納付書として使用できますので、早めに納付してください。

③申込手続き

取扱金融機関窓口にて、町税等口座振替依頼書に必要事項を記入、届出印を押印のうえ、提出してください。依頼書は、町内の各取扱金融機関窓口および税務課に備え付けてあります。他市町村の店舗をご利用の場合は、税務課までご連絡いただければ依頼書を送付します。

■インターネットを使ったクレジット納付

町のホームページより、納付サイトへアクセスし、画面の指示に従ってクレジットカードの情報を入力し、24時間いつでも納付することができます。

①ご準備いただくもの

- ・納付書(納付番号と確認番号が記載されたもの)
- ・下記のブランドロゴが付帯されたクレジットカード



②クレジット納付を利用した場合の利用料

同一科目の納付書4枚まで同時に納付でき、納付金額に応じて、次のシステム利用料が別途必要となります。

納付金額	システム利用料(税抜)
1円～10,000円	50円
10,001円～20,000円	150円
20,001円～30,000円	250円
30,001円～40,000円	350円
40,001円～50,000円	450円
50,001円～	納付金額が10,000円 増えるごとに、 100円(税抜)加算

注意事項

- ・領収書は発行されません。
- ・納税証明書は手続き完了後、すぐに発行することができません。車検などで納税証明書の発行をお急ぎの場合は、クレジット納付以外の方法をご利用ください。
- ・町役場、コンビニエンスストアなどの窓口でのクレジット納付による納付はできません。
- ・納期限が過ぎた場合や、税額100万円以上の場合は、クレジット納付での納付ができません。
- ・インターネット接続費用やパケット代は利用者の負担となります。

問 税務課 ☎32-1103